

緊急開催！ 新年は、増値税改正の対策からスタートを

増値税改革の 現状と実務への影響

～106号通知の改正点と最新の免税申請実務をキャッチアップ～

セミナーのポイント

2013年12月12日に「鉄道運送及び郵政業を営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れることに関する通知」(財税[2013]106号)(以下、106号通知)が公布されました。この通知公布に伴い、2013年8月1日より施行されていた「全国において交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税へ徴収変更試行の租税政策を展開することに関する通知」(財税[2013]37号)が2014年1月1日をもって廃止することになりました。増値税改革の根幹となる通知が5ヶ月という短期間に廃止され、新しい通知が公布されたことをみても、中国における増値税改革行政は混乱の様相を呈しています。

そこで、今回のセミナーでは2012年1月1日より上海市で試行が開始された増値税改革の変遷及び106号通知での改正点について特に国際運輸、フォワーダー(貨運代理業)、リース等を中心にして解説を行います。

また、2012年の増値税改革試行時より規定はあっても実務が追いついていなかった海外へのサービス提供にかかる免税取扱いについても、2013年9月に発布された「営業税から増値税への徴収変更におけるクロスボーダー課税サービスの増値税免税に係る管理弁法(試行)」(国家税務総局公告2013年第52号)に基づき実務がようやく動き始めましたので、現状の免税申請実務についてもとりあげます。

本セミナーの特長

- 短時間で増値税改革の変遷及び106号通知の影響について把握できる
- 106号通知についての日中対訳を含む、わかりやすいレジュメをご用意

会場

大阪 2014年2月5日(水) 20名
ハートンホール毎日新聞ビルB1
(西梅田駅徒歩6分)

東京 2014年2月7日(金) 25名
内幸町・田中田村町ビル5F
(内幸町駅徒歩1分、JR新橋駅徒歩4分)

講師



永野 弘子 税理士

(キャストコンサルティング(上海) 副董事長)

鹿児島大学法学部法学科卒業、文部省事務官として勤務。
その後北京留学を経て、2001年税理士登録。

2005年キャストコンサルティング(上海) 広州分公司代表、
2007年より上海勤務。(中国業務歴10年以上)

キャストグループ拠点

東京 大阪 上海 北京 大連 蘇州 広州 深圳 香港
ヤンゴン ホーチミン

当日のプログラム

14:00 受付開始

14:30 セミナー開始

- 1 106号通知の改正点及び増値税改革の変遷
 1. 106号通知公布にいたるまでの増値税改革の変遷
 2. 増値税課税サービス範囲の拡大
 3. 差額納税の拡大
 4. 簡易税額計算方式の選択の拡大
 5. セール&リースバックも問題解決
 6. 国際貨運代理サービスへの差額納税及び免税政策の適用
- 2 国外向けクロスボーダー取引にかかる増値税免税取扱い
- 3 今後の改革の方向性

17:00 セミナー終了

受講料

お一人様 5,000円(税込)

キャスト中国ビジネス会員様については、IDひとつにつき

1名様 無料※

※1名様無料のご参加は、1/24上海、2/5大阪、2/7東京開催のいずれか1回のみ有効です

定額制ネットサービス『キャスト中国ビジネス』

4500件以上の中国法令日中対訳データベースと
1000件以上のQ&Aで貴社中国業務をバックアップ
一週間トライアルも受付中!

